

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年7月31日
【会社名】	ヤマトホールディングス株式会社
【英訳名】	YAMATO HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木川 眞
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座二丁目16番10号
【電話番号】	(03) 3541-4141 (大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務戦略担当 芝崎 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座二丁目16番10号
【電話番号】	(03) 3541-4141 (大代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 財務戦略担当 芝崎 健一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成26年7月31日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるヤマトグローバルエクスプレス株式会社（以下「ヤマトグローバルエクスプレス」といいます。）およびヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社（以下「ヤマトグローバルロジスティクスジャパン」といいます。）の2社（当該2社を、以下「対象2社」といいます。）との間で、平成26年9月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、対象2社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」といいます。）を行うことを決議し、当社と対象2社との間でそれぞれ株式交換契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本件株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ヤマトグローバルエクスプレス株式会社
本店の所在地	東京都港区港南五丁目3番27号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「東京都港区浜松町二丁目6番2号」で行っております。）
代表者の氏名	代表取締役社長 広田 敏克
資本金の額	1,000百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	10,167百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	17,548百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	国内航空貨物輸送事業

商号	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目10番14号
代表者の氏名	代表取締役社長 小杉 武雄
資本金の額	1,880百万円（平成26年3月31日現在）
純資産の額	8,431百万円（平成26年3月31日現在）
総資産の額	12,904百万円（平成26年3月31日現在）
事業の内容	国際航空貨物、海上貨物の取扱、輸出入通関事業

最近3年間に終了した各事業年度の営業収益、営業利益、経常利益及び純利益
 ヤマトグローバルエクスプレス

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
営業収益（百万円）	47,731	46,978	49,794
営業利益（百万円）	1,036	1,329	2,211
経常利益（百万円）	1,126	1,384	2,250
当期純利益（百万円）	442	758	1,246

ヤマトグローバルロジスティクスジャパン

事業年度	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
営業収益（百万円）	16,226	15,959	16,672
営業利益（百万円）	320	341	252
経常利益（百万円）	376	394	230
当期純利益（は損失）（百万円）	46	180	89

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
 （平成26年3月31日現在）

ヤマトグローバルエクスプレス

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ヤマトホールディングス株式会社	90.11
日本郵船株式会社	9.89

ヤマトグローバルロジスティクスジャパン

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
ヤマトホールディングス株式会社	70.00
日本郵船株式会社	30.00

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

ヤマトグローバルエクスプレス

資本関係	当社は、ヤマトグローバルエクスプレスの発行済株式総数の90.11%（118,103株）を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名および執行役員1名が、ヤマトグローバルエクスプレスの取締役を、当社の従業員2名がヤマトグローバルエクスプレスの監査役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	当社は、ヤマトグローバルエクスプレスに対し、経営管理を行っております。また、ヤマトグローバルエクスプレスは、当社に資金の預け入れを行っております。

ヤマトグローバルロジスティクスジャパン

資本関係	当社は、ヤマトグローバルロジスティクスジャパンの発行済株式総数の70.00%（149,842株）を保有しております。
人的関係	当社の執行役員2名がヤマトグローバルロジスティクスジャパンの取締役を、当社の従業員1名が監査役をそれぞれ兼任しております。
取引関係	当社は、ヤマトグローバルロジスティクスジャパンに対し、経営管理を行っております。また、ヤマトグローバルロジスティクスジャパンは、当社に資金の預け入れを行っております。

(2) 本件株式交換の目的

ヤマトグローバルエクスプレスは国内航空貨物輸送事業を、ヤマトグローバルロジスティクスジャパンは国際航空貨物・海上貨物輸出入通関事業をそれぞれ手掛けており、いずれも当社の連結子会社です。

今般、当社は、意思決定の迅速化をはかり、グループ経営の機動力と柔軟性を高めることで、グループ経営を一層強化し、より効率的な連結経営体制を構築することを目的として、対象2社を完全子会社化することといたしました。

(3) 本件株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本件株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、対象2社をそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換であります。

株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	ヤマトグローバルエクスプレス (株式交換完全子会社)
ヤマトグローバルエクスプレスとの株式交換に係る交換比率	1	41.297

ヤマトグローバルエクスプレス普通株式1株に対して、当社普通株式41.297株を割当て交付します。ただし、当社が保有するヤマトグローバルエクスプレス株式118,103株については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	ヤマトグローバルロジスティクスジャパン (株式交換完全子会社)
ヤマトグローバルロジスティクスジャパンとの株式交換に係る交換比率	1	5.621

ヤマトグローバルロジスティクスジャパン普通株式1株に対して、当社普通株式5.621株を割当て交付します。ただし、当社が保有するヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式149,842株については、本件株式交換による株式の割当ては行いません。

(注1) 本件株式交換により交付する株式

当社は、本件株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式896,425株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(注2) 単元未満株式の取扱い

本件株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1単元(100株)に満たない数の株式)を保有することとなる場合には、単元未満株式について、東京証券取引所及びその他金融商品取引所で売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる場合には、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却): 会社法第192条第1項に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができます。

単元未満株式の買増制度(単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式の取得): 会社法第194条第1項および当社定款第9条の定めに基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の数と併せて1単元(100株)となる数の普通株式の売渡を請求することができます。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本件株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づき処理を行います。

その他の株式交換契約の内容

当社が平成26年7月31日に対象2社との間でそれぞれ締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

(ヤマトグローバルエクスプレス)

株式交換契約書

ヤマトホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及びヤマトグローバルエクスプレス株式会社(以下「乙」という。)は、平成26年7月31日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式(但し、甲が有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号: ヤマトホールディングス株式会社

住所: 東京都中央区銀座二丁目16番10号

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号: ヤマトグローバルエクスプレス株式会社

住所: 東京都港区港南五丁目3番27号

第3条(株式交換に際して交付する株式及び割当てに関する事項)

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換が効力を生じる時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その保有する乙の株式の合計数に41.297を乗じた数の甲の株式を、甲が保有する自己株式を処分する方法により交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式41.297株の割合をもって割当てする。
3. 前二項に従い、甲が本割当対象株主に対して交付しなければならない甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定により、乙の株主に対して当該端数の代金(但し、1円未満の端数は切り上げる。)を現金にて交付する。

第4条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 0円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い、甲が別途定める金額
- (3) 増加する利益準備金の額 0円

第5条(効力発生日)

本件株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成26年9月1日とする。但し、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を保有する株主による反対の通知がなされ、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日まで株主総会を開催し、本契約の承認その他の本件株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を得ないで本件株式交換を行う。
3. 前二項に定める手続は、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条（自己株式の消却）

乙は、取締役会決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求により効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

第9条（本契約の内容の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じる等本契約の目的が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を保有する株主による反対の通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (2) 本件株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定める関係官庁等の承認等が効力発生日の前日までに得られなかったとき
- (3) 前条に従い本契約が解除されたとき

第11条（その他の組織再編）

甲及び乙は、第7条の規定に拘わらず、甲がヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社（住所：東京都中央区新川一丁目10番14号。以下「丙」という。）との間で、甲を丙の株式交換完全親会社、丙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、平成26年9月1日を効力発生日として、当該契約に基づいて株式交換を行う予定であることを確認する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月31日

(甲) 東京都中央区銀座二丁目16番10号
ヤマトホールディングス株式会社
代表取締役社長 木川 眞

(乙) 東京都港区港南五丁目3番27号
ヤマトグローバルエクスプレス株式会社
代表取締役社長 広田 敏克

(ヤマトグローバルロジスティクスジャパン)

株式交換契約書

ヤマトホールディングス株式会社(以下「甲」という。)及びヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社(以下「乙」という。)は、平成26年7月31日付で、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を乙の株式交換完全親会社、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本件株式交換」という。)を行い、甲は、本件株式交換により乙の発行済株式(但し、甲が有する乙の株式を除く。)の全部を取得する。

第2条(商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所はそれぞれ以下のとおりである。

(1) 甲(株式交換完全親会社)

商号: ヤマトホールディングス株式会社

住所: 東京都中央区銀座二丁目16番10号

(2) 乙(株式交換完全子会社)

商号: ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社

住所: 東京都中央区新川一丁目10番14号

第3条(株式交換に際して交付する株式及び割当てに関する事項)

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換が効力を生じる時点の直前時(以下「基準時」という。)の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その保有する乙の株式の合計数に5.621を乗じた数の甲の株式を、甲が保有する自己株式を処分する方法により交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式5.621株の割合をもって割当てる。
3. 前二項に従い、甲が本割当対象株主に対して交付しなければならない甲の株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定により、乙の株主に対して当該端数の代金(但し、1円未満の端数は切り上げる。)を現金にて交付する。

第4条(資本金及び準備金の額に関する事項)

本件株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 増加する資本金の額 0円
- (2) 増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条の定めに従い、甲が別途定める金額
- (3) 増加する利益準備金の額 0円

第5条(効力発生日)

本件株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成26年9月1日とする。但し、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条(株式交換契約承認株主総会)

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について株主総会の決議による承認を得ないで本件株式交換を行う。但し、会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を保有する株主による反対の通知がなされ、本契約について甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約の承認その他の本件株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本件株式交換に必要な事項に関する承認を求めるものとする。
3. 前二項に定める手続は、本件株式交換の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者としての注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、予め甲及び乙が協議し合意の上、これを行う。

第8条（自己株式の消却）

乙は、取締役会決議により、乙が保有する自己株式及び基準時までに乙が保有することとなる自己株式の全部（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求により効力発生日に取得することとなる自己株式を含む。）を、基準時までに消却するものとする。

第9条（本契約の内容の変更及び本契約の解除）

本契約締結日後効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営成績又は権利義務に重大な変動が生じた場合、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じる等本契約の目的が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本件株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（本契約の効力）

本契約は、以下のいずれかに該当する場合にはその効力を失う。

- (1) 会社法第796条第4項及び会社法施行規則第197条に定める数の株式を保有する株主による反対の通知がなされた場合において、効力発生日の前日までに本契約について甲の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (2) 効力発生日の前日までに本契約について乙の株主総会の決議による承認が得られなかったとき
- (3) 本件株式交換を実行するために効力発生日に先立って取得することが必要な法令に定める関係官庁等の承認等が効力発生日の前日までに得られなかったとき
- (4) 前条に従い本契約が解除されたとき

第11条（その他の組織再編）

甲及び乙は、第7条の規定に拘わらず、甲がヤマトグローバルエクスプレス株式会社（住所：東京都港区港南五丁目3番27号。以下「丙」という。）との間で、甲を丙の株式交換完全親会社、丙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換契約を締結し、平成26年9月1日を効力発生日として、当該契約に基づいて株式交換を行う予定であることを確認する。

第12条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月31日

（甲）東京都中央区銀座二丁目16番10号
ヤマトホールディングス株式会社
代表取締役社長 木川 眞

（乙）東京都中央区新川一丁目10番14号
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン株式会社
代表取締役社長 小杉 武雄

(4) 本件株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本件株式交換における交換比率の算定については、その公平性および妥当性を確保するため、当社および対象2社双方から独立した第三者算定機関である株式会社KPMG FASに算定を依頼しました。株式会社KPMG FASは、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し、市場株価平均法により、対象2社の株式価値については、対象2社が未上場であることを勘案したうえで、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を採用し、株式交換比率の算定を行いました。当社の株式価値については、平成26年7月30日を算定基準日として、算定基準日終値ならびに算定基準日までの1ヶ月間、算定基準日までの3ヶ月間および算定基準日までの6ヶ月間の各期間の終値平均株価を算定の基礎としております。

なお、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の本件株式交換の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

対象会社	株式交換比率の算定結果
ヤマトグローバルエクスプレス	37.259 ~ 45.336
ヤマトグローバルロジスティクスジャパン	5.061 ~ 6.181

当社は、第三者機関による交換比率の算定結果を参考に、対象2社とそれぞれ株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、割当ての内容の前提として、当社および対象2社のいずれも大幅な増減益等は見込んでおりません。

(5) 本件株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ヤマトホールディングス株式会社
本店の所在地	東京都中央区銀座二丁目16番10号
代表者の氏名	代表取締役社長 木川 眞
資本金の額	127,234百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	グループ会社の株式を所有することによるグループ会社の経営管理およびこれに附帯する業務

以上